

## 業務用自動車の賃貸借契約書(案)

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原 憲実 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) との間に、業務用自動車 (以下「車両」という。) の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(賃貸借物件)

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

(賃貸借期間)

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和3年2月1日から令和7年1月31日までとする。

(車両の引渡及び瑕疵)

第4条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。

2 引渡しの後にかくれた瑕疵が判明したときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料)

第5条 甲は、賃貸借車両の貸借料として、金 円を乙に支払うものとする。内訳については、次のとおりとする。

うち取引に係る消費税額 円

(注) 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので貸借料に10/110を乗じて得た額である。

年度別貸借料内訳

令和2年度：令和3年2月1日から令和3年3月31日まで

賃借料 金 円 (内消費税額 金 円)

令和3年度：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

賃借料 金 円 (内消費税額 金 円)

令和4年度：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

賃借料 金 円 (内消費税額 金 円)

令和5年度：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

賃借料 金 円 (内消費税額 金 円)

令和6年度：令和6年4月1日から令和7年1月31日まで

賃借料 金 円 (内消費税額 金 円)

(賃貸借料の請求及び支払)

第6条 乙は、第5条に定める各年度の貸借料を、令和2年度は令和3年4月に、令和3年度以降は年度の5月に甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利

息を加算して支払うものとする。

4 この契約が契約期間中に解除された場合における賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

契約が解除されるまでの賃貸借期間の日数

第 5 条の賃借料× 第 3 条の賃貸借期間の日数

5 前項の場合において、第 2 項の規定による支払がおこなわれていたときは、乙は甲に対し、受領済みの金額と前項の金額との差額を返還するものとする。また、乙は、前項で契約が解除された日から 30 日以内に、その差引額を返還するものとする。

6 甲は、乙が前項の期間内に差引額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(権利義務の移転禁止)

第 7 条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約保証金)

第 8 条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の項目に該当する場合は免除とする。

(公租公課)

第 9 条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

第 10 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

(1) 車両保険

保険額	全額補償できる額	車両対車両	免責	0 万円
		車両単独	免責	0 万円

(2) 対人賠償責任保険

保険額	無制限
-----	-----

(3) 対物賠償責任保険

保険額	無制限	免責	0 万円
-----	-----	----	------

(4) 搭乗者傷害責任保険

保険額	1000 万円 (1 名につき)
-----	------------------

(保守点検)

第 11 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備

(2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理

(4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換 (バッテリー、タイヤ含む)

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第12条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

2 乙は契約開始日までに当該賃貸借車両を納入できない場合、当該賃貸借車両と同等な車両を台車として手配し、納入までの間、甲に提供するものとする。

(貸借権譲渡等の禁止)

第13条 甲は、賃貸借車両について貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(契約の解除)

第14条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

2 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

(その他)

第15条 乙は、この契約条項の他、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとする。

(契約に関する紛争等の解決)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県公営企業管理者  
企業局長

乙

別表

- (1) 車名・年式
- (2) 登録番号
- (3) 車両番号
- (4) 塗色
- (5) 数量
- (6) 付属品